

2018年度

「国費外国人留学生の優先配置を行う  
特別プログラム」の公募について

Q & A

- ※ このQ & Aは、「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」（以下、「特別プログラム」）公募要領等の内容の詳細について各大学から寄せられた問い合わせを中心に簡潔にまとめたものです。
- ※ 申請書等の作成・記入に関することは、作成・記入要領をご参照ください。

2018年7月

(2018年7月31日更新版)

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課 留学生交流室

# 目 次

<b>1. 基本的事項</b> .....	<b>3</b>
(1) 「優先配置を行う」とはどうか。 .....	3
(2) 特別プログラムで受け入れる国費外国人留学生の授業料等の扱いはどうなるのか。 .....	3
<b>2. 申請方法</b> .....	<b>3</b>
(1) 申請プログラムの全てを同一の募集区分としても構わないか。 .....	3
(2) 同一専攻が複数のプログラムを申請することは可能か。 .....	3
<b>3. 申請内容</b> .....	<b>4</b>
(1) 日本人学生を申請プログラムに参加させるべきか。 .....	4
(2) 3名を下回る優先配置枠を申請することは可能か。 .....	4
(3) 優先配置期間（3年間）において採用人数が優先配置枠数を下回った場合に何らかのペナルティはあるのか。 .....	4
(4) 申請プログラムに対して獲得が条件とされている「私費外国人留学生等」とはどのような者を指すのか。 .....	4
(5) 毎年度、優先配置枠と同数以上の私費外国人留学生等を獲得できなかった場合のペナルティはあるのか。 .....	5
(6) 優先配置の人数はどのように決めればよいか。特に、博士前期課程と博士後期課程の複合プログラムを実施する場合、それぞれの優先配置枠数が異なってもよいか。 .....	5
(7) 区分制博士課程において博士前期課程と博士後期課程にそれぞれ優先配置枠を申請した場合、それぞれの課程で同数以上の私費外国人留学生等を獲得する必要があるか。極端な例では博士前期課程4名、博士後期課程4名の優先配置枠に対して、私費外国人留学生等は博士前期8名、博士後期0名のようにプログラム全体で条件を満たせばよいか。 .....	5
(8) 複数の大学が連携するプログラムを考えているが、申請時点では各大学への優先配置枠への振り分けは決めずに優先配置枠の総数だけを申請し、採択された後、振り分けを行ってよいか。 .....	6
(9) 連合大学院で申請を行う場合、構成大学全てが申請枠1枠を利用することになるのか。 .....	6
(10) 秋入学と春入学を併用したプログラムは認められるか。また、双方に優先配置枠を申請することは認められるか。 .....	6
(11) 過去に採択されていたプログラムは申請することができるのか。また、できる場合に新たな要素を加える必要があるのか。 .....	7
(12) 3年次編入生を対象としたプログラムを申請することは可能か。 .....	7
(13) 「学業成績基準 2.3」について、本学では進学判定に際して、履修科目のうち卒業（修了）必須科目のみ判定の対象としそれ以外の科目は対象としていないが、本事業でもそのように運用してよいか。 .....	7
(14) 申請書（様式2）の「【4. プログラムの詳細】（1）プログラムの目的、教育・研究内容」の表「選択した地域からの受入留学生数の目標値」の「留学生」は誰を指すのか。 .....	8
(15) 申請書（様式2）の「【4. プログラムの詳細】（1）プログラムの目的、教育・研究内容」の表「選択した地域からの受入留学生数の目標値」に記入した受入目標数を下回った場合のペナルティはあるのか。 .....	8
(16) 大学推薦（特別枠）の応募対象となっている「直近2年間の学業成績が2.3以上である者」につい	

て、以下の場合の「直近 2 年間」は何を指すか。

- ① 学部 2 年次の途中で退学した者が学部の課程に応募する場合
- ② 最終学歴が 2 年制修士課程であり、当該課程を修了後に就職した者が、博士課程に応募する場合 …… 8

**4. 審査** …… 9

- (1) 最終的に採択結果に占める募集分野毎の採択割合は決まっているのか。 …… 9
- (2) 「②その他」で申請した場合、「①成長戦略分野」に比べ採択されにくいことはあるのか。 …… 9

**5. 運用** …… 9

- (1) 博士前期課程と博士後期課程からなる特別プログラムで受け入れた私費外国人留学生在が博士後期課程に進学する際に、博士後期課程の優先配置枠を活用して国費外国人留学生になることは可能か。 …… 9
- (2) 今回申請するプログラムが採択された場合に推薦を予定している留学生について、2019 年度（平成 31 年度）国費外国人留学生（研究留学生）の大学推薦の一般枠にも申請（併願）することは可能か。 …… 9
- (3) 博士前期課程から国費外国人留学生を受け入れるプログラムを申請したいが、これらの留学生を国費外国人留学生の身分で博士後期課程まで進学させたい場合、奨学金支給期間の延長は可能か。 …… 10
- (4) 特別枠採用者の奨学金支給期間の延長申請に関し、優先配置期間終了年度と同時に修士課程を修了する国費生について、今回の特別プログラムにあらためて採択されることにより、採択されたプログラムの博士後期課程の特別枠を用いて、当該国費生が延長申請することは可能か。 …… 10

**Q & A 更新履歴**

更新日	更新内容
2018/7/31	Q&A を 4 点新規追加しました。（「3. 申請内容」の（14）～（16）及び「5. 運用」の（4）） Q&A を 1 点加筆しました。（「3. 申請内容」の（9））

## 1. 基本的事項

<共通>

(1) 「優先配置を行う」とはどうか。

(答) 本事業で採択されたプログラムにおいて、採択された後の3年間（2018年度採択においては2019年度渡日～2021年度渡日）にわたって新規に受け入れる外国人留学生に対し、文部科学省が一定の人数分の奨学金、渡日旅費を確実に負担するものです（受け入れた学生に関しては、当該学生の標準修業年限まで負担します）。大学としては、奨学金等の給付が確実に見込まれることとなり、優秀な外国人留学生を優先配置期間にわたって計画的に獲得できるようになるメリットがあります。

本事業を契機として、より多くの大学に外国人留学生受入れに関するノウハウを蓄積いただき、大学の国際化を広く支援することを狙いとしています。

<共通>

(2) 特別プログラムで受け入れる国費外国人留学生の授業料等の扱いはどうか。

(答) 「特別プログラム」は、国費外国人留学生制度における大学推薦方式の一形態です。大学推薦方式は、大使館推薦方式と異なり、「大学の国際的環境の醸成及び国際競争力の強化」という大学自身のイニシアティブが認められるため、国費外国人留学生の検定料、入学金及び授業料等は大学が負担する（留学生から徴収してはならない）ことになっており、特別プログラムで受け入れる国費外国人留学生も同様に実施大学が負担することになります。なお、奨学金及び旅費等については、原則、文部科学省が負担します。

## 2. 申請方法

<大学院>

(1) 申請プログラムの全てを同一の募集区分としても構わないか。

(答) 構いません。例えば、申請プログラム全てが「成長戦略分野」であっても申請可能です。

<大学院>

(2) 同一専攻が複数のプログラムを申請することは可能か。

(答) 同一専攻から複数のプログラムを申請することは排除いたしません。ただし、同一専攻で複数の異なるプログラムを実施することの合理性や実行可能性なども審査対象となるので留意願います。

### 3. 申請内容

#### <共通>

(1) 日本人学生を申請プログラムに参加させるべきか。

(答) 日本人学生をプログラムへ参加（在籍）させることなど、当該プログラムの実施主体（大学、研究科/学部等）全体のグローバル化に資するプログラムであるかの観点審査基準に含まれており、これを踏まえて審査を行うこととなります。

#### <大学院>

(2) 3名を下回る優先配置枠を申請することは可能か。

(答) 3名を下回る優先配置枠の申請はできません。研究分野によっては、プログラムの規模が比較的小さいものも想定されますが、優先配置を行う国費留学生の費用対効果や将来的なプログラムの自立的展開を考え3名以上（プログラム全体では私費外国人留学生等と合わせて6名以上。（日本人学生は除く））は必要としています。

#### <共通>

(3) 優先配置期間（3年間）において採用人数が優先配置枠数を下回った場合に何らかのペナルティはあるのか。

(答) 優先配置期間が3年間に限られていることから、採用人数が優先配置枠数を下回ったことをもって直ちにペナルティを課すことは考えていません。ただし、優先配置期間終了後、再度本事業に申請される場合に当該実績が考慮されます。

#### <共通>

(4) 申請プログラムに対して獲得が条件とされている「私費外国人留学生等」とはどのような者を指すのか。

(答) 特別プログラムは、各大学における優秀な留学生を獲得する仕組みの構築を目的にしていることから、優先配置枠（国費留学生）だけに依存しないプログラムの構築が求められています。その意味から、特別プログラムで獲得すべき私費留学生等とは、大学推薦方式による国費留学生以外の外国人留学生をいい、具体的には以下の正規学生を指します。

- ・ 私費による留学生
- ・ 文部科学省以外の機関等から奨学金を受給する留学生
- ・ 大使館推薦による国費外国人留学生

<共通>

(5) 毎年度、優先配置枠と同数以上の私費外国人留学生等を獲得できなかった場合のペナルティはあるのか。

(答) 優先配置期間が3年間に限られていることから、毎年度、優先配置枠と同数の私費外国人留学生等を獲得できなかったことをもって直ちにペナルティを課すことは考えておりません。ただし、優先配置期間終了後、再度本事業に申請される場合に当該実績が考慮されます。

<大学院>

(6) 優先配置の人数はどのように決めればよいか。特に、博士前期課程と博士後期課程の複合プログラムを実施する場合、それぞれの優先配置枠数が異なってもよいか。

(答) プログラムの規模、実施体制、計画等に応じた申請をしてください。

博士前期課程と博士後期課程の複合プログラムを行う場合、例えば、優先配置枠を活用して博士前期課程に受け入れる国費外国人留学生全員について、博士後期課程までの修了を見据える場合には、博士後期課程の枠は、少なくとも修士課程と同数の枠を申請することとなります。ただし、博士後期課程へ進学する場合は、奨学金支給期間の延長手続きが必要であり、学業成績等により進学できない場合があることをこの事業で採用する国費外国人留学生に周知徹底してください。

なお、博士前期課程の段階で一定の選抜等を予定する場合は、博士後期課程の枠数が博士前期課程の枠数を下回ることもあります。

いずれにしても、プログラムに入学する外国人留学生に対し、入学後の進路に関して十分に説明を行って下さい。

<大学院>

(7) 区分制博士課程において博士前期課程と博士後期課程にそれぞれ優先配置枠を申請した場合、それぞれの課程で同数以上の私費外国人留学生等を獲得する必要があるか。極端な例では博士前期課程4名、博士後期課程4名の優先配置枠に対して、私費外国人留学生等は博士前期8名、博士後期0名のようにプログラム全体で条件を満たせばよいか。

(答) 本事業本来の趣旨からいえば、それぞれの課程で私費外国人留学生等を獲得することが理想ですが、同一年度内で配置枠と同数以上の獲得であれば、プログラム全体の獲得数でも問題ありません。ただし、優先配置期間終了後、再度本事業に申請される場合に当該実績が考慮されます。

<大学院>

(8) 複数の大学が連携するプログラムを考えているが、申請時点では各大学への優先配置枠への振り分けは決めずに優先配置枠の総数だけを申請し、採択された後、振り分けを行ってよいか。

(答) 各大学にどれだけの国費外国人留学生を受け入れるかは、審査において、プログラムの実行性や効果を判断する上で重要な情報となります。したがって、優先配置枠の振り分けは、採択された後ではなく、関係大学間で調整の上申請する段階で振り分けまで明記して申請してください。

(記入例：「A大学○名、B大学●名」)。

<大学院>

(9) 連合大学院で申請を行う場合、構成大学全てが申請枠 1 枠を利用することになるのか。

(答) 構成大学全てに希望優先配置枠を割り当てる場合、構成大学全てが当該プログラムのための申請枠を 1 枠ずつ利用することになります(下記例 1)。ただし、一部の構成大学のみ希望優先配置枠を割り当てたプログラムを申請する場合、申請枠は割り当てた大学のみ利用し、割り当てのない大学の申請枠を利用する必要はありません(下記例 2)。

(例 1) 3 大学で構成される連合大学院において、A 大学 5 名、B 大学 2 名、C 大学 1 名の計 8 名を希望優先配置枠として申請するプログラムについては、A 大学、B 大学、C 大学それぞれの申請枠を 1 枠ずつ利用する。

(例 2) 3 大学で構成される連合大学院において、A 大学 8 名を希望優先配置枠として申請するプログラム(B 大学及び C 大学には割り当てる配置枠はなし)については、A 大学の申請枠を 1 枠利用し、B 大学及び C 大学の申請枠は利用する必要はない。

なお、希望優先配置枠の割り当てのない構成大学(上記の例 2 の B 大学及び C 大学)は、A 大学の申請プログラムを重複して申請することはできません。また、当該プログラムが採択された場合、優先配置期間中に構成大学が当該プログラムの実施大学となって申請することはできません。

<大学院>

(10) 秋入学と春入学を併用したプログラムは認められるか。また、双方に優先配置枠を申請することは認められるか。

(答) 一つのプログラムの中で秋入学と春入学が併存するプログラムも申請可能です。ただし、優先配置枠については一つの入学時期に限り付与することとなるため、どちらかの入学時期を指定して申請するようにしてください。なお、獲得すべき私費外国人留学生については、国費外国人留学生と同一時期の入学でなくとも、同一年度内に獲得できていれば問題ありません。

<共通>

(11) 過去に採択されていたプログラムは申請することができるのか。また、できる場合に新たな要素を加える必要があるのか。

(答) 申請できるプログラムは、申請時において 2019 年度（平成 31 年度）の優先配置枠が付与されていないプログラムです。そのため、過去に採択され、優先配置期間が終了したプログラムも申請可能です。なお、過去に採択されたプログラムをそのまま継続して申請することは可能ですが、前回採択時の留学生の獲得状況や学業成績、修了後の進路等のプログラムの実績に加え、前回採択時からのプログラムの見直しや改善を図ったプログラムであるかなどについても審査の際に考慮されます。

<学部>

(12) 3 年次編入生を対象としたプログラムを申請することは可能か。

(答) 3 年次編入を含むプログラムを申請することは可能ですが、優先配置枠を編入学留学生に使用することはできませんので、3 年次編入生のみを対象とするプログラムの申請は不可です。なお、国費外国人留学生制度は従前より正規課程の標準修業年限（原則、学士課程は 4 年、修士課程等は 2 年、博士課程は医歯薬系を除き 3 年）を通じた教育を行う枠組みを支援しています。

<共通>

(13) 「学業成績基準 2.3」について、本学では進学判定に際して、履修科目のうち卒業（修了）必須科目のみ判定の対象としそれ以外の科目は対象としていないが、本事業でもそのように運用してよいか。

(答) 本事業で求める学業成績基準は履修科目全てが対象となります。ただし、「2.3 以上として大学が定める基準」として、一部の科目のみを対象とすることは妨げませんので、当該基準について詳細を明記するとともに根拠資料（学則等や大学で定めるプログラム実施要項等）を添付してください。



<共通>

(14) 申請書（様式2）の「【4. プログラムの詳細】（1）プログラムの目的、教育・研究内容」の表「選択した地域からの受入留学生数の目標値」の「留学生」は誰を指すのか。

(答) 優先配置期間（2019～2021 年度）の各年度における、希望優先配置枠数に占める「最も期待される国・地域」からの国費留学生数を指します。

(例) 「最も期待される国・地域」として「①東南アジア（ASEAN）」を選択し、「受入予定学生数」の「優先配置希望枠数（国費）」を8名とする場合、その8名のうち、東南アジア（ASEAN）から受け入れる大学推薦（特別枠）の国費留学生の目標数を8名以内で設定する。

したがって、この目標数には、大学推薦（一般枠）及び「私費留学生等」（大学推薦による国費外国人留学生を除くすべての外国人留学生）は含めないこととします。

<共通>

(15) 申請書（様式2）の「【4. プログラムの詳細】（1）プログラムの目的、教育・研究内容」の表「選択した地域からの受入留学生数の目標値」に記入した受入目標数を下回った場合のペナルティはあるのか。

(答) 大学推薦（特別枠）において受入目標数を下回った数の推薦を行ったことをもって直ちにペナルティを課すことは考えていません。ただし、当該推薦時に、目標数を下回った具体的な説明を求めるとします。また、優先配置期間終了後、再度本事業に申請される場合に当該実績が考慮されます。

<共通>

(16) 大学推薦（特別枠）の応募対象となっている「直近2年間の学業成績が2.3以上である者」について、以下の場合の「直近2年間」は何を指すか。

- ① 学部2年次の途中で退学した者が学部の課程に応募する場合
- ② 最終学歴が2年制修士課程であり、当該課程を修了後に就職した者が、博士課程に応募する場合

(答) 大学推薦（特別枠）において各候補者について算出を求める学業成績係数は、成績が判明している直近2年間の成績に基づき算出し、年度途中の場合はその成績を含めないこととしています。そのため、①については、学部1年次の1年分の成績及び当該学部の直前に在籍していた学校の最終学年の1年分の成績を「直近2年間」として係数を算出してください。②については、就職する前の最終学歴の修士課程を「直近2年間」として係数を算出してください。

## 4. 審査

<大学院>

(1) 最終的に採択結果に占める募集分野毎の採択割合は決まっているのか。

(答) 決まっていません。

<大学院>

(2) 「②その他」で申請した場合、「①成長戦略分野」に比べ採択されにくいことはあるのか。

(答) 募集及び採択は募集分野毎に行うため、申請件数によって募集分野毎の競争率等に差が生じる可能性はありますが、特定の分野を優遇することは考えておりません。

## 5. 運用

<大学院>

(1) 博士前期課程と博士後期課程からなる特別プログラムで受け入れた私費外国人留学生が博士後期課程に進学する際に、博士後期課程の優先配置枠を活用して国費外国人留学生になることは可能か。

(答) 私費外国人留学生として在籍している留学生に優先配置枠を使用することはできません。「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」は、国費外国人留学生制度における大学推薦方式の一形態であり、原則、プログラム開始前には海外に在住し、新たに渡日する外国人留学生を採用の対象としています。

<大学院>

(2) 今回申請するプログラムが採択された場合に推薦を予定している留学生について、2019年度（平成31年度）国費外国人留学生（研究留学生）の大学推薦の一般枠にも申請（併願）することは可能か。

(答) 大学推薦（一般枠）と（特別枠）において、同一学生の申請（併願）は認められていません。また、他大学から同一学生の申請があった場合の併願についても認められていませんので、併願が発覚した場合は当該学生の申請を受理しないと共に推薦大学の全申請を受理しない可能性もありますので十分ご注意願います。

<大学院>

(3) 博士前期課程から国費外国人留学生を受け入れるプログラムを申請したいが、これらの留学生を国費外国人留学生の身分で博士後期課程まで進学させたい場合、奨学金支給期間の延長は可能か。

(答) 特別プログラム(大学推薦(特別枠))で受け入れた国費外国人留学生については、当該プログラムに認められた優先配置枠内でのみ延長申請(延長申請(特別枠))ができます。そのため、受け入れた国費外国人留学生を博士後期課程まで進学させる予定の場合は、博士前期課程と博士後期課程の複合プログラムとして博士後期課程にも優先配置枠を設定のうえ、ご申請願います。

<大学院>

(4) 特別枠採用者の奨学金支給期間の延長申請に関し、優先配置期間終了年度と同時に修士課程を修了する国費生について、今回の特別プログラムにあらためて採択されることにより、採択されたプログラムの博士後期課程の特別枠を用いて、当該国費生が延長申請することは可能か。

(例) 2013年度に採択された修士課程(又は博士前期課程)と博士後期課程で構成される特別プログラム(優先配置期間:2014年度~2018年度)において、2017年10月に特別枠で2年制修士課程に受け入れた国費生(在籍期間:2017年10月~2019年9月)が、今回の特別プログラムに採択されることにより、2019年度進学者向けの奨学金支給期間の延長に申請することが可能か。

(答) 延長申請することは可能です。修士課程と博士後期課程、又は博士前期課程と博士後期課程で構成される採択プログラム(以下、便宜上「先行プログラム」とします)の特別枠において受け入れた学生が、国費外国人留学生の身分を維持して博士後期課程へ進学を希望する場合は、博士後期課程の特別枠を用いて奨学金支給期間の延長を申請することになります。したがって、優先配置期間終了年度と同時に修士課程を修了する国費生については、先行プログラムの継続のプログラムが今回の特別プログラムに採択されることで、そのプログラムの博士後期課程の特別枠を用いて、延長申請が可能となります。

なお、上記の延長申請が可能となる条件として、課程の構成、分野、カリキュラム等の面で、先行プログラムから切れ目なく継続するプログラムとして認められることが必要となります。継続するプログラムとして申請する際は、申請書「(4)プログラムの実現可能性・持続可能性」の既設コースについて記載する部分を全て記載してください。未記載の部分がある場合又は先行プログラムの継続プログラムとして見なされない場合は、継続するプログラムとして認めませんので御注意願います。また、プログラムの継続性のみならず、先行プログラムの改善や見直しの状況も審査の際に重視することに御留意ください。